

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（令和2年5月1日施行）の一部を改正する要綱

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲において宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲において新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2から第5まで (略)</p>	<p>第2から第5まで (略)</p>
<p>(金融機関への委任)</p> <p>第6 利子補給金の補給対象者_____は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。</p>	<p>(金融機関への委任)</p> <p>第6 利子補給金の補給対象者_____は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(交付の申請及び実績報告書等)</p> <p>第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書はの様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては、10月31日まで、下期に係るものについては、翌年4月30日まで、次の書類を添付して宮城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(5) 受取利子証明書（明細書）</p> <p>2 知事は、前項の添付書類について電子データの提供を求めることができる。</p> <p>3 2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。</p> <p>4 受任者は、様式第5号の受取利子証明書（明細書）を提出した場合は、利子補給金計算書兼補給対象者一覧表（様式第2号）の提出を省略することができる。</p> <p>5 _____知事_____は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。</p>	<p>(交付の申請及び実績報告書等)</p> <p>第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書はの様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から_____3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては、10月31日まで、下期に係るものについては、翌年4月30日まで、次の書類を添付して_____知事_____に提出するものとする。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>2 また、2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。</p> <p>3 宮城県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。</p>

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
(利子補給金の交付等) 第 9 知事は、前条に規定する利子補給金の交付決定の通知後に、利子補給金を受任者に交付するものとする。 2 受任者は、前項の交付を受けた後、速やかに委任者の口座に利子補給金を入金するものとする。	(利子補給金の交付の通知) 第 9 知事は、第 8 による利子補給金を交付するときは、交付する利子補給金の内容を補給者に対し、様式第 5 号により通知するものとする。 (新設)
(事務経費の補助) 第 10 知事は、前条第 1 項に基づく利子補給金の交付に要する事務経費の一部を予算の範囲内において利子補給金の交付を申請する受任者に補助することができるものとする。 2 前項の受任者に補助することができる事務経費の対象、金額等は別に定める。 3 事務経費の補助を受ける場合、受任者は、委任者の口座へ利子補給金の入金後、別に定める申請書を知事の提出しなければならない。 4 知事は、申請書の内容を審査し、事務経費を補助すべきものと認めたときは、別に定める決定通知書を受任者に通知するものとする。 5 知事は、前項の通知後、速やかに当該受任者へ経費を補助するものとする。	(事務経費の補助) 第 10 知事は、前条第 1 項に基づく利子補給金の交付に要する事務経費の一部を予算の範囲内において利子補給金の交付を申請する受任者に補助することができるものとする。 2 前項の受任者に補助することができる事務経費の対象、金額等は別に定める。 3 事務経費の補助を受ける場合、受任者は、委任者の口座へ利子補給金の入金後、別に定める申請書を知事の提出しなければならない。 4 知事は、申請書の内容を審査し、事務経費を補助すべきものと認めたときは、別に定める決定通知書を受任者に通知するものとする。 5 知事は、前項の通知後、速やかに当該受任者へ経費を補助するものとする。
(利子補給金の交付の取消し等) 第 11 知事は、委任者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) から (5) (略) (6) 資金について繰上償還を行ったとき (7) その他知事が特に必要と認めたとき 2 (略)	(利子補給金の交付の取消し等) 第 10 知事は、委任者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) から (5) (略) (新設) (6) その他知事が特に必要と認めたとき 2 (略)
(書類の保存) 第 12 受任者は、補給金の交付に関する書類を交付期間終了後 10 年間は保存しなければならない。	(書類の保存) (その他) 第 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と受任者が協議して定めるものとする。

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
様式第1号	様式第1号
<p style="text-align: center;">(様式第1号)</p> <p style="text-align: center;">宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書及び添付報告書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">申請者 (受注者) 住所又は所在地 申請者 (受注者) 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">官公署印</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付を受けたいので、官公署等新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6による受任に基づき、補助金等交付規則(昭和51年宮城県条例第36号)第3条及び第12条並びに新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7の規定により、下記のとおり開示書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記.</p> <p style="text-align: center;">1 申込書類 金 円 (内訳は様式第2号のとおり) 2添付書類 (1)利子補給金計算書類 (2)賃貸契約書 (3)賃貸借契約書 (4)委任状 (様式第3号) (5)受取利子証明書 (照会書) (様式第5号)※本機関による場合は記入欄) 3 備考欄 金融機関名 支店名 預金種別 口座番号 口座名義 口座名義</p> <p style="text-align: right;">※2 (1)は、様式第6号の受取利子証明書(照会書)を添付する場合は省略可。</p>	

	改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
様式第3号	様式第3号	<p style="text-align: center;">委任状</p> <p>(様式第3号)</p> <p>私は、(金融機関所在地) (金融機関名称)</p> <p>(販賣支店名)</p> <p>(金融機関所在地)を代理人と定め、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7に規定する補助金の交付の申請及び審査報告に関する一切の行為に係る権限を委任します。</p> <p>また、本件補助金を交付するにあたり、宮城県が両代理人へ交付を行った後、両代理人が当社(私)の新規コロナウイルス感染症対応資金申請の返済用口座(指定口座)へ振り替えることを承諾します。</p> <p>(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る</p> <p>令和 年 月 日 (住所又は所在地) (企業等名称) (代表者氏名) (連絡先電話番号)</p> <p>合和 年 月 日 (住所又は所在地) (企業等名称) (代表者氏名) (連絡先電話番号)</p> <p>印</p> <p>(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る</p>

改 正 後 (新)

様式第4号

(様式第4号)

宮城県(預金)指令第 号

(住 所)
(申請者名)

令和 年 月 日付で申請のありました宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、金 円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

改 正 前 (旧)

様式第4号

(様式第4号)

宮城県(預金)指令第 号

(住 所)
(申請者名)

令和 年 月 日付で申請のありました新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、金 円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。ただし、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金に適用するものとする。
この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

